

墨田区消費者ニュース

令和5年4月発行 第197号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



社会人や大学生として新生活をスタートする皆さん

気をつけてほしい消費者トラブル

新生活をねらった訪問販売

- ・ その場ですぐに契約するのは、やめましょう。
- ・ 不要な契約は、きっぱりと断りましょう。
- ・ 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフ*₁ができる場合があります。



副業・情報商材やマルチ商法*₂などのもうけ話

- ・ 「必ず儲かる」「楽して稼げる」ことはありません！
- ・ 消費者金融から借金してまで投資や副業等のためにお金を支払うことはやめましょう！



スマホやネット回線などの通信契約

- ・ 料金プランやサービス内容を書面で確認し、説明を受けましょう。
- ・ 解約時の条件についても事前に確認しましょう。



*1 クーリング・オフとは、契約の申込みをした場合でも、一定の期間であれば契約解除ができる制度です。

*2 マルチ商法とは、商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えることにマージンが入る取引形態です。

*国民生活センター資料より

おかしいと思ったら一人で悩まず、まずは、すみだ消費者センターに相談しましょう。(電話03-5608-1773)

消費者センター相談窓口から

＜遠隔操作アプリ＞を悪用して借金させる手口が増えています
～消費者金融からの借金を勧める業者は要注意～

【相談事例】

ネットで「簡単に誰でも稼げる」という副業サイトを見つけ登録した。直ぐに業者から電話が入り、仕事の内容について説明を受けた。初期費用はかかるが、サポート体制が充実している 100 万円コースを勧められた。「お金がない」と断ると、消費者金融から借金すれば大丈夫と言われ、＜遠隔操作アプリ＞をインストールするよう指示され従った。その後業者にスマホを操作され、代金 100 万円を複数の消費者金融から借り入れて、業者の口座に振り込んだ。仕事を始めても全く稼げず、サポートも受けられなかった。話が違うので解約したい。

(23歳 女性)

【アドバイス】

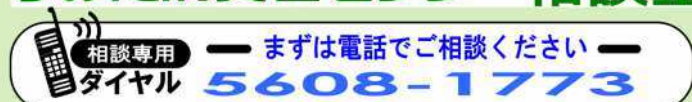
簡単に稼ぎたい、収入に不安があるという若者を中心に、副業の契約トラブルが増えています。

高額な契約を勧める業者に、「お金がない」と言うと、消費者金融からの借金を勧められ、※遠隔操作アプリのインストールを指示されます。遠隔操作アプリの利用を承諾すると、事業者が消費者金融の融資申し込みやクレジットカード決済などを代行操作する事が可能です。遠隔操作アプリのインストールを勧められたら、きっぱりと断りましょう。

当事案は、相談者が両親に相談し、直ぐに消費者金融に全額返済しました。センターが業者と交渉しましたが、全額返金には応じず一部返金で和解しました。

※遠隔操作アプリは、パソコンやスマホ等をインターネット経由で遠隔地の端末から操作する事ができます。システム保守やユーザーサポート等に利用されますが、遠隔操作アプリの仕組みやリスクを理解しないまま「フルコントロール」を承諾すると、事業者主導で消費者金融に借金を申し込まれたり、クレジットカード決済されてしまい大変危険です。

すみだ消費者センター相談室



5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

●区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

